

## 公募公告

令和8年2月2日

海上保安学校長  
松浦 あづさ

下記のとおり、公告に付する。

記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 業務名

海上保安学校構内における売店の設置営業

#### (2) 業務内容

海上保安学校厚生棟内において、基本は以下の販売等を行う。

月～金 11：30～19：30

土 11：30～17：00

ア) ノート、ボールペン等の文房具

イ) 下着、靴下等の簡易衣類

ウ) 石鹼、シャンプー類、歯磨き用品、洗剤類、生理用品等の日用雑貨

エ) スナック菓子類、氷菓子類、飲料等の飲食物

オ) しょうゆ、ソース類、マヨネーズ等の調味料

カ) 即席カップ麺、レトルトパック食品等のインスタント食品

キ) 宅配便貨物の受付及び取次ぎ

ク) たばこ、切手等の販売

#### (3) 業務期間

使用許可開始日から令和12年3月31日までの間

ただし、必要に応じ令和17年3月31日を超えない範囲内で下記2による国有財産の使用許可を更新し、業務を行うことができる。

#### (4) 営業場所

京都府舞鶴市字長浜 2001 番地 海上保安学校

厚生棟2階

## 2 国有財産の使用許可

業務を行う者は、国有財産部局長 海上保安学校長 松浦 あづさ に対し、業務に係る国有財産使用許可を得るとともに、設置する売店の面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

## 3 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 15 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (4) 国税及び地方税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであり適正な業務履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する。暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び上記(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許を取得すること。

#### 4 応募手続等

##### (1) 担当部局

〒625-8503

京都府舞鶴市字長浜 2001 番地

海上保安学校事務部人事厚生課厚生係（担当：厚生係長）

電話：0773-62-3520（内線 282）

FAX：0773-62-3520（切替）

##### (2) 提案要領（説明書）の交付

公募に参加を希望する者は、提案要領（説明書）の交付を受けること。

ただし、ホームページよりダウンロードする場合は交付に代える。

ア 期間 令和8年2月16日まで（閉庁日を除く。）

イ 時間 平日午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 場所 上記(1)

##### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

閉庁日を除く令和8年3月10日午後5時00分までに、上記(1)に持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留等記録が残る方法とし、同日までに必着すること。

#### 5 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行う場合もある。
- (3) 特定した提案内容は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、行政機関が取得した文書として、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (4) 特定された者は、企画競争の結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記2の国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (5) 当要領に記載のない事項及び業務内容（販売品）の詳細は、その都度協議する。

海上保安学校厚生棟内における売店の設置営業

提 案 要 領 (説明書)

令和8年2月2日

海上保安学校事務部人事厚生課

## 提案要領（説明書）

「海上保安学校厚生棟内における売店の設置営業」の受託を希望する企業等は、下記1の業務を行うための提案について、当要領に従って企画提案書を作成し提出すること。

### 記

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

海上保安学校校内における売店の設置営業

##### (2) 業務内容

海上保安学校厚生棟内において以下の販売等を行う。

イ ノート、ボールペン等の文房具

ロ 下着、靴下等の簡易衣類

ハ 石鹼、シャンプー類、歯磨き用品、洗剤類、生理用品等の日用雑貨

ニ スナック菓子類、氷菓子類、飲料等の飲食物

ホ しょうゆ、ソース類、マヨネーズ等の調味料

ヘ 即席カップ麺、レトルトパック食品等のインスタント食品

ト 宅配便貨物の受付及び取次ぎ

上記以外に販売可能な商品（切手、たばこ等）ただし、アルコール類の販売は不要

##### (3) 業務期間

使用許可開始日から令和12年3月31日

ただし、必要に応じ令和17年3月31日を超えない範囲内で、下記3による国有財産の使用許可期間を更新し業務を行うことができる。

#### 2 設置場所

京都府舞鶴市字長浜2001番地 海上保安学校厚生棟2階 32.51 m<sup>2</sup>以下

なお、必要とする場合は倉庫（20.86 m<sup>2</sup>以下）の使用を認める。

別添売店設置位置図参照のこと。

#### 3 国有財産の使用許可

業務を行う者（以下、「乙」という。）は、海上保安学校長 松浦 あづさ（以下、「甲」という。）から、業務に係る国有財産（建物）の使用許可を得なければならない。

乙は別途所定の書式により申請書を提出するとともに、以下の条件を満たしていかなければならない。

イ 業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できること。

ロ 別添「国有財産使用許可書（例）」に掲げる使用許可条件を遵守できること。

##### (1) 国有財産使用料

乙は、使用する面積に応じた国有財産使用料を甲に支払う必要がある。

使用料については、使用許可開始日から令和9年3月31日までとし、毎年

改定の上、乙に通知する。その他、乙は甲が実績を元に請求する光熱水料を甲が指定する方法で期日までに支払うこと。

支払方法は、甲が発出する納入告知書により。甲の指定する期日までに支払うこと。

(2) 国有財産の使用許可の取消し又は変更

以下に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

イ 国が使用財産を使用する必要が生じたとき。

ロ 乙が使用許可条件に違背したとき。

#### 4 営業条件

(1) 法令の遵守等

乙は、業務にあたり、関係法令及び使用許可書の条件を遵守すること。また甲の意見、要望を尊重しなければならない。

(2) 禁止事項

イ 乙は、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

ロ 乙は、設備の全部又は一部を、第三者に貸与してはならない。

ハ 乙は提供を受けた施設等を変更し、又は新たに設備をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けたものについてはその限りではない。

ニ 乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(3) 営業日、営業時間

平日 午前11時から午後7時30分まで

土曜日 午前11時から午後5時00分まで

(4) 備品及び消耗品

業務に必要な備品及び消耗品については、全て乙において用意すること。

なお、以下の備品については甲が無償で提供する。

イ 物品棚 (900×500×1110) 5台

ロ 陳列棚 (900×950×1500) 3台

ハ 陳列棚 (900×520×1500) 3台

ニ 卓子 (1000×750×700) 1台

ホ 椅子 (470×670×830) 1台

(5) 設備等の善良な管理義務

乙は、設置した販売機及び設置場所の維持管理について善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(6) 設置条件

イ 既設の電気メーターの使用を可とする。

ロ 乙は、甲が定めた売店の営業設置場所について、異議を申し立てることはできない。

ハ 商品仕入れその他運営に係る商品取引は、一切乙の責任において行う。

ニ 売店内に、販売した商品から発生する全ての廃棄物及び容器等の回収に必要な容量のゴミ箱等を設置し、その処分を行うこと。

ホ 商品・廃棄物の搬出入にあたっては、甲と事前に協議すること。

(7) 費用負担

- イ 乙は、国有財産使用料のほか、光熱水料等営業に伴う諸経費の一切を負担する。
- ロ 業務に必要な備品・消耗品の購入及びその搬入・撤去費用その他一切の費用は乙の負担とする。

(8) 衛生管理及び安全管理等

- イ 乙は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講じるとともにその責任を負うこと。また、甲が改善を命じた場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。
- ロ 乙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(9) 損害賠償

- イ 乙の責めに帰すべき事由により、国有財産を滅失または毀損したときは、速やかに甲へ報告し、その都度甲の定めるところにより損害を賠償しなければならない。
- ロ 乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償しなければならない。

## 5 応募申込み

(1) 担当部局

〒625-8503 京都府舞鶴市字長浜 2001 番地  
海上保安学校事務部総務課厚生係  
電話 0773(62)3520 (内線 282)、ファックス 0773(62)3520 (切替)

(2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

閉庁日を除く令和8年3月10日午後5時00分までに、上記(1)に郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は書留等記録が残る方法とし、同日までに必着すること。

## 6 提出書類及び部数

(1) 海上保安学校厚生棟内における売店の設置営業企画提案書の提出について

(様式1) ・・・ 1部

(2) 企画提案書 ・・・ 2部

別紙「企画提案書記載要領」の事項について記載のうえ、A4版の任意の様式により作成すること。

(3) 添付書類 ・・・ 各1部

イ 会社等概要 (様式2)

ロ 過去3年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無 (様式3)

ハ 店舗別営業開始日一覧表 (様式4)

ニ 誓約書 (様式5)

(以下、法人の場合)

ホ 商業登記簿謄本

ヘ　納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方諸費税））

（以下、個人の場合）

ト　身分証明書（市町村発行）

チ　納税証明書（その3の2（法人税、消費税及び地方諸費税））

## 7 業務を行う最適な者としての特定

提出書類を基に評価を行い、総合評価結果の最高得点者を、業務を行う最適な者として特定（以下、「特定」という。）する。

通知書の送付をもって特定又は非特定を通知する。

## 8 留意事項

- (1) 上記5(2)の提出期限までに同項(1)に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (4) 特定、非特定に関わらず、提出された企画提案書は原則として返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものに限り、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) 当要領に記載のない事項及び細部については、必要的都度、甲乙の間で協議する。

## 別紙

### 企画提案書記載要領

次の事項については、提案書のなかに必ず記載して下さい。

#### 1 商品の構成及び価格

販売品目、種類、価格等具体的に明記する。  
(取扱メーカー名、取扱商品名、商品数等)

#### 2 サービスの構成

利用者の利便を図るために予定しているサービス内容についての説明。

#### 3 クレーム等への対応

不良品・品切れ、品目追加変更希望等利用者からのクレーム・要望等があった場合の対処方法についての説明。(該当が無い場合は、今後発生したと仮定した場合の対処方法。)

#### 4 緊急時の対応

学校までの到着時間及び連絡方法についての具体的な説明。

#### 5 安全・食品衛生

利用者の安全管理、食品衛生の取組についての説明。

#### 6 省エネルギーへの配慮

機器の設置にあたって省エネルギー配慮する点、具体的方策についての説明。  
また、機器の電力等仕様を添付のこと。

#### 7 廃棄物及び容器の回収方法等

発生する廃棄物及び容器の回収方法及びそれら取り組みに対する工夫等の説明。

#### 8 営業希望日の記載

営業を開始する希望日を明記すること。

※ 上記について、カタログ等で対応できるものについては、カタログ等を添付することで可とする。

様式 1

令和 年 月 日

海上保安学校長

松浦 あづさ 殿

(申請者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

企画提案書の提出について

海上保安学校構内における売店の設置営業を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※申請印は実印を使用すること。

## 様式 2

## 会 社 等 概 要

商号又は名称	
所 在 地	
創業開始年月日	
資 本 金 等	千円
事 業 内 容	
特 色	
主な営業区域	
役 員 数	
従 業 員 数	正社員 名、準社員 名、パート 名 その他 名

※ 会社概要のパンフレットがあれば添付してください。

様式 3

過去 3 年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無

発生年月日	内 容

※ 該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

## 様式 4

## 店舗別営業開始日一覧表

主な店舗					
店舗名（官公庁名）		所在市町村	営業開始年月日	施設規模	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 主な店舗欄は、10まで記入すること。

※ 官公庁にて営業している場合は、必ず当該官公庁名を明記すること。

※ 施設規模欄には、当該営業店舗における月間利用者数を記入すること。

## 様式 5

(別紙様式 15)

### 誓 約 書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し

ているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式16により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上保安学校長

松浦 あづさ 殿

令和 年 月 日

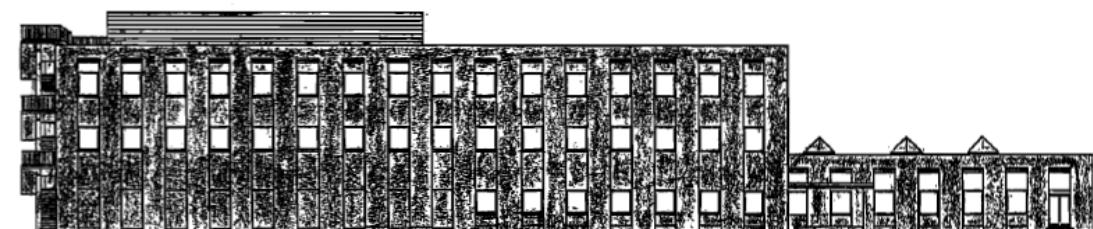
住所又は所在地

氏名又は名称

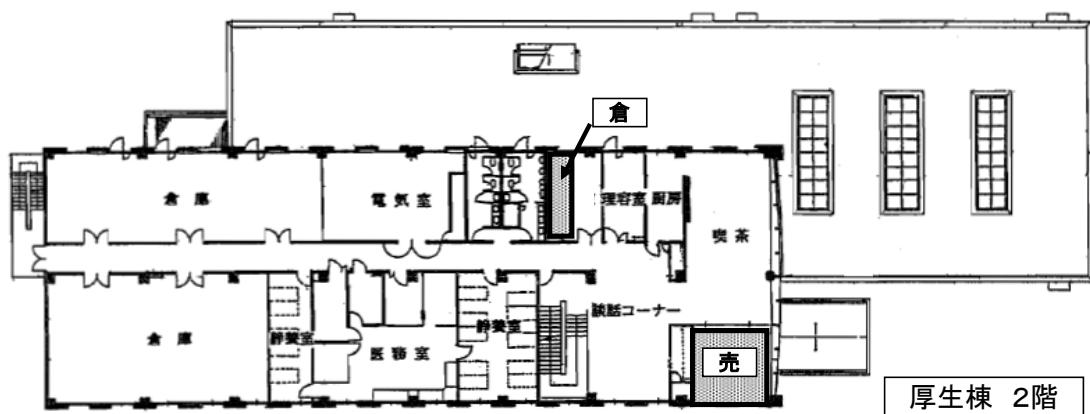
## 別添 売店設置位置図



売店設置場所 厚生棟2階



南側立面図



別添 2

国有財産使用許可書（例）

使用者 住所

氏名（代表者） 殿 許可者  
部局長氏名  
海上保安学校長  
○○ ○ 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に海上保安庁長官に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在	京都府舞鶴市字長浜2001番地	海上保安学校
区分	海青寮1階 1台	
	海青寮2階 2台	
	海青寮3階 1台	
	海青寮4階 1台	
	海青寮5階 1台	
数量		m <sup>2</sup>

使用部分 別図のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を自動販売機（清涼飲料水等）の設置営

業の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、〇〇〇〇円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用せるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である

場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
  - (7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 3 使用を許可された者は、部局長が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (原状回復)

第9条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

#### (損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件

の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならぬ。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第 12 条 部局長は、使用を許可した物件について隨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 13 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。